

授業目的公衆送信補償金制度の早期施行に関する経緯・概要

経緯

- 平成 30 年の著作権法改正（平成 30 年法律第 30 号）により、授業の過程で行われる著作物の公衆送信のうち、現行法上権利制限規定の対象となっていない一定の範囲の利用について、教育機関の設置者が一元的な窓口（指定管理団体）へ補償金（授業目的公衆送信補償金）を支払うこととしつつ、新たに権利制限の対象とされた。
- 授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、改正著作権法第 104 条の 13 第 1 項により、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならないとされ、同条第 5 項により、文化庁長官は、当該認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならないとされている。
これを踏まえ、著作権分科会運営規則第 2 条第 1 項第 7 号において、補償金の額の認可に関する事項は、使用料部会において処理することとされている。
- 本改正著作権法は、法律公布日から 3 年を超えない日（令和 3 年 5 月 24 日）までに施行することとされていたところ、新型コロナウイルスの流行を受け、大学等の多くの教育機関において、対面授業に代えてオンラインでの遠隔授業等を実施したり、小学校等で休業期間の延長により遠隔指導等を行う動きが見られる。
- 令和 2 年 3 月 4 日に文化庁著作権課から権利者団体に対し、事態の緊急性・重要性に鑑み、教育機関における円滑な著作物利用のため、格別の配慮を要請したことを受け、各権利者団体の判断により柔軟に対応が行われているところである。
しかし、新型コロナウイルス感染症のさらなる流行拡大により、教育機関等から、緊急事態における教育機会の確保・充実を図るため、「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行を求める意見が出された。
- このような状況を受け、文化庁としては、制度の施行を当初の想定より早め、多くの大学等において遠隔授業等が始まることが見込まれる本年 4 月下旬（政令で 4 月 28 日と決定）から、令和 2 年度における暫定的な運用の開始を目指すこととした。
- 令和 2 年 3 月 25 日付文化庁著作権課事務連絡により、指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、SARTRAS）に対し、制度の開始に向けた所要の進めよう要請し、SARTRAS において迅速かつ真摯に検討が行われた結果、令和 2 年 4 月 6 日、教育機関における円滑な著作物利用に配慮するため、令和 2 年度に限り、緊急的かつ特例的な対応として、補償金額を無償とする認可申請をすることが決定された。
- 今後は、教育機関の設置者を代表する団体への意見聴取等を経て、SARTRAS から文化庁長官に対して授業目的公衆送信補償金の額を無償とする認可申請が行われる予定である。
- なお、令和 3 年度以降については、制度が本来予定している有償の補償金制度として運用するため、SARTRAS から別途補償金額の認可申請が行われる予定である。

著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）による改正後の著作権法（抄）
（授業目的公衆送信補償金の額）

第四百四条の十三 第四百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受け権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

文化審議会著作権分科会運営規則（平成 30 年 6 月 8 日文化審議会著作権分科会決定）（抄）
（部会）

第二条 分科会に、使用料部会（以下「部会」という。）を置き、その所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げる事項を処理することとする。

一～六 （略）

七 著作権法第四百四条の十三第一項の授業目的公衆送信補償金の額の認可に関する事項

八～十 （略）

2・3 （略）

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 号）

著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規程の施行期日は、令和二年四月二十八日とする。